

改正

令和2年9月11日条例第36号

令和5年11月2日条例第33号

立川市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会と市民との関係（第4条～第8条）

第3章 議会と市長等との関係（第9条～第12条）

第4章 議会の権限（第13条）

第5章 議会の組織と運営（第14条～第20条）

第6章 自由討議の拡大（第21条）

第7章 議員報酬及び政務活動費（第22条・第23条）

第8章 議会事務局等の体制整備（第24条・第25条）

第9章 補則（第26条・第27条）

附則

立川市は、多摩川の清流にはぐくまれ、武蔵野台地に生活の場を開拓した先見性と自治の精神をもって歩んできた。

自治の確立を踏まえ、自治体は、自らの意思と責任において政策を判断していくことが求められるようになっており、立川市においても二元代表制のもと、立川市民（以下「市民」という。）の代表者によって構成される立川市議会（以下「議会」という。）の役割の重要性がより一層高まっている。そこにおいては、市長との緊張関係を保ち、立川市として最良の政策を導くために、事務の執行を監視し、評価していく必要性も存在する。

そこで議会は、自らのあり方についての検討を重ね、議会の意義とその役割、果たすべき責務について協議を重ねてきた。これらの取り組みを確かなものとし、議会の基本姿勢や活動原則及び市民と議会との関係等を市民の目に見える形で示し、市民に開かれた議会の実現に努めなければならない。

議会は、合議制機関の特性を生かして多様な市民の意見を集約して市政の課題に取り組むために、

市民への説明責任を果たすとともに議会への市民の参画を促し、それらをふまえた政策形成を行うことによって、市民の負託に応える民主的な議会づくりを推進する。

議会が、意思決定機関としての責務を果たすとともに、市民の負託を得るにふさわしい議会であるために不断の努力を重ね、より良い議会を目指すために、ここに議会の基本規範としての「立川市議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもとで、議会及び立川市議会議員（以下「議員」という。）が担うべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、もって市政の発展と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民に開かれた議会を目指し、次の各号に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 一層の情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の諸活動を説明する責任を果たすこと。
- (2) 多様な市民の意見の把握に努めるとともに、議会として積極的に政策形成を行うこと。
- (3) 適切な行政運営が行われているかを常に監視し、評価すること。
- (4) 議員間の自由かつ達な討議を通じて、論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (5) 公正で透明な議会運営に努めるとともに、議会の信頼性を高めるため、継続して改革に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、公正な選挙を経て選出された市民の代表であることを自覚し、次の各号に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市政に関する課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、積極的に政策提案を行うこと。
- (2) 自らの資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (3) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第2章 議会と市民との関係

(議会の公開及び説明責任)

第4条 議会は、会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

(広報の充実)

第5条 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、広報誌の発行、インターネットの利用その他の方法により広報広聴機能の充実に努めなければならない。

(公聴会制度及び参考人制度の活用)

第6条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(請願、陳情における提案者の意見聴取)

第7条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、誠実かつ適切に審査を行わなければならない。

2 議会は、前項の審査にあたっては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(市民との情報及び意見交換)

第8条 議会は、説明責任を果たすとともに、市民の多様な意見を的確に把握するため、議会及び市民が情報及び意見を交換する機会を多様に設けることができる。

第3章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第9条 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と、常に緊張関係の保持に努めるものとする。

2 議会は、市長等から重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、当該政策が適正に執行されているかを常に監視するとともに、執行後においてもその成果を評価し、必要に応じて、市長等に対し適切な措置を講ずることを求めるものとする。

3 議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努めるとともに、条例の提案及び改正並びに議案の修正、決議等により、市長に対し積極的に政策提言を行うものとする。

(重要な政策案に対する説明の要求)

第10条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、市長等に対して次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 検討した他の政策案等の内容
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 関係ある法令、条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたる効果及び費用

(文書質問)

第11条 議員は、議長を経由して、市長等に対し文書による質問を行うことができる。

- 2 前項に規定する文書による質問に関し必要な事項は、別に定める。

(質疑応答の形式)

第12条 議会の会議における質問及び質疑（以下「質問等」という。）は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一括して行うほか、対面による一問一答の方式で行うことができる。

- 2 本会議又は委員会（常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。以下同じ。）において、議員の質問等に対して答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

第4章 議会の権限

(議決事件の拡大)

第13条 議会は、市民の負託に応える市政運営を実現し、市民福祉の向上及び市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について不断に検討するものとする。

第5章 議会の組織と運営

(議長及び副議長)

第14条 議長は、議会を代表して、中立かつ公正な立場において職務を行うとともに、民主的な議会運営に努めなければならない。

- 2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

(委員会の適切な運営)

第15条 議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

- 2 委員会の審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

(会派)

第16条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、議会の政策形成に資するための調査研究に努めるとともに、必要に応じて会派で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(附属機関の設置)

第17条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(重要案件に関する調査)

第18条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関して、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するとともに、必要に応じて調査・審議をするための機関を設置し、当該案件に対する調査を行うものとする。

(災害等への対応)

第19条 議会は、大規模災害が発生し、立川市災害対策本部条例（昭和38年立川市条例第34号）の規定に基づき、立川市災害対策本部が設置されたとき又はその他の緊急事態が発生し、市に対策のための組織が設置されたときは、これを支援するとともに、議会としての確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。

2 議会は、防災訓練等により、議員が大規模災害等の発生時に適切に対応できるよう努めなければならない。

(議員研修の充実)

第20条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上のため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

第6章 自由討議の拡大

(議員間討議による合意形成)

第21条 議会は、議員による言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議により、議論を尽くした合意形成に努めるものとする。

第7章 議員報酬及び政務活動費

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本として、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正にあたっては、行財政の現状及び課題、将来予測、審議会及び市民の意見等を考慮するものとする。

(政務活動費)

第23条 会派及び議員は、市政の課題及び市民の意見を把握し、市政に反映させるとともに、市民の福祉の増進を図るために必要な活動を積極的に行うため、政務活動費を有効に活用するものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費の使途について透明性を確保するとともに、市民に対して説明責任を果たすものとする。

第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局)

第24条 議会は、議会の政策形成及び政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化を図るとともに、議会事務局の組織体制の充実に努めるものとする。

(議会図書室)

第25条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するため、議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

第9章 補則

(条例の位置づけ)

第26条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合において、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(見直し手続)

第27条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して議会運営に係る不断の評価・改善を行い、一般選挙をしたとき及び必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年9月11日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年11月2日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。